

「私立学校法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見

2019年8月30日

東京地区私立大学教職員組合連合中央執行委員会

○「財産目録等の備付け及び閲覧」について

財政情報の公開・公表を推進することは、学校法人理事会による杜撰な財政運営や不祥事を防止する上で不可欠であり、今回の法改正によって各学校法人の財政公開の水準が現状より後退することが決してないよう、本省令において下記の事項について詳細に規定するとともに、本省令の施行通知にも明記すべきである。

具体的には、省令案では、私立学校法第47条第2項に定める財産目録等の「備付け及び閲覧」に関する記述がないが、「備付け及び閲覧」の対象となる財産目録、貸借対照表、収支計算書は、学校法人が作成した計算書類等の原本（大科目だけを抜粋した簡略本ではなく、小科目や注記等も省略せずに掲載した計算書類そのもの）の写しでなければならないことを定めるよう求める。あわせて、貸借対照表については注記ならびに各明細表が含まれること、収支計算書には、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書・各内訳表、事業活動収支計算書・内訳表が含まれることを明記するよう求める。

現在、殆どの学校法人は学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に基づき計算書を作成しており、各学校法人に上記の対応を義務づけることにより、統一された会計基準にもとづく計算書類が、国民全体に対して平等に公開されることが初めて可能となる。

なお、2004年の私立学校法改正に際して発出された「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（通知）」（2004年7月23日、文部科学省高等教育局私学部長）には、閲覧に供する財産目録等の「様式参考例」が添付され、これは2013年の学校法人会計基準の改正にともなって変更されたが（2013年11月27日、文部科学省高等教育局私学部長通知）、この「様式参考例」は学校法人会計基準と大きく乖離しているとともに、学校法人に対して簡略化した決算書類を公開すればよいという誤ったメッセージを発し、財務情報の公開促進にブレーキをかける役割を果たしている。この状態が放置されるのであれば、法改正の意味はない。

上述したようにすべての計算書類の原本を「備付け及び閲覧」の対象とするのであれば「様式参考例」は不必要となるが、これを行わない場合は、少なくとも次のように改善することを求める。

- ①「様式参考例」という名称を改め、作成の際に基づくべき「様式」とすること。
- ②その「様式」は、学校法人会計基準の様式（第一号様式から第十号様式）と同一のものとする。それができない場合には、
 - ・貸借対照表の注記を表示すること。
 - ・各書類の小科目を「……」と省略して表示していることは、大科目のみ記載すればよ

いという意味ではなく、小科目も記載すべきものであることを明記すること。

・各書類に付属する明細表、内訳表についても様式を示すこと。

③財産目録については、学校法人の寄附行為または寄附行為変更の認可の申請に係って提出が義務付けられている書式に準じ、表示内容をより詳細に示すなど、積極的な公開を促すものとする。

○情報の「公表」について

財政情報の公開・公表を推進することは、学校法人理事会による杜撰な財政運営や不祥事を防止する上で不可欠であり、今回の法改正によって各学校法人の財政公開の水準が現状より後退することが決してないよう、本省令において下記の事項について詳細に規定するとともに、本省令の施行通知にも明記すべきである。

省令案の第7条（公表）は、第1項で私立学校法第63条の2に定める「情報の公表」は「インターネットの利用により行うものとする」としているが、インターネット上で公表する財産目録、貸借対照表、収支計算書は、私立学校法第47条にもとづき作成し、「備付け及び閲覧」に供することが義務付けられる書類の原本の写しでなければならないことを定めるよう求める。また、ホームページ上に公表する計算書類等は、アクセス制限なくダウンロード・印刷できる形式で掲載しなければならないことを明記するよう求める。

本年4月3日の衆議院文部科学委員会において、白間竜一郎高等教育局私学部長は、「閲覧対象として備え置かれている原本と同じ内容のものが公表されるということ」が必要だと述べ、5月16日の参議院文教科学委員会でも同様の趣旨を答弁している。また、同日の参議院文教科学委員会でも私学部長は「文部科学省の調査では、約半数以上の学校法人では学校法人会計基準に基づき作成した財務情報を小科目まで公表しているというところまで来ている」と述べ、「更なる情報公開が進むよう、学校法人に対して積極的な情報公開を指導していきたい」と答弁している。また、衆議院・参議院ともにその附帯決議において「経営状況等に関する情報公開を一層促進する」と決議している。

これらの政府答弁や附帯決議を踏まえ、インターネット上に公表される財務情報は私立学校法第47条第2項にもとづき行われる財産目録等の「備付け及び閲覧」の対象資料と同一のものであることを明記することが必要である。

以上